

公益社団法人八代市シルバー人材センター

プラチナ会員運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人八代市シルバー人材センター「プラチナ会員」の定義及び運用について必要なことを定め、当該会員の社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

第2条

(定義)

第3条 「プラチナ会員」とは、定款第5条第2項に定める正会員のうち、定款第2章に定める規定に基づき、加齢や健康状態等の諸事情によりシルバー事業による就業が困難となる中においても、多様な社会参加活動や厚生事業を通じて健康を維持し、生きがいの充実を希望する者で、本人より理事会に申出があり、理事会の承認を得た者をいう。

なお、プラチナ会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、および定款の規定において、正会員と区別されない。

2 第2条に規定する「シルバー事業による就業」とは、定款第4条第1項第1号から同条3号までに掲げる就業とする。

(プラチナ会員の権利義務)

第3条 プラチナ会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定期総会の出席と議決権
- (2) 第2条第2項に規定する就業以外のセンターが行う事業への参加(ボランティア活動等)
- (3) センターから要請された活動の協力
- (4) 会費の納付

(会費)

第4条 プラチナ会員の会費は「公益社団法人八代市シルバー人材センター正会員会費規程」の規定によるものとする。

第5条

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。